

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年六月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田鴻巣線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧	旧 新 別
同市本町三八五一番一地先まで	蓮田市本町三九六八番一五地先から 市本町三八五一番一第地先まで	蓮田市本町三九六九番一第地先から同	区 間
一五・一二〇 三一・六六	五・五七〇 一七・〇三		敷地の幅員 (メートル)
三六六・四八	二六四・〇二		延 長 (メートル)
蓮田都市計画事業蓮田駅西口第一種市 街地再開発事業に伴う県道区域の変更			備 考